

ワンストップ特例制度を申請の前に・・・

ご注意ください！こんなとき・・・

①寄附申し込みの住所と、ワンストップ特例申請の住所が違う

同姓同名の寄附者がいる場合、特定が困難であり、場合によっては申請を受理できないことがあります。

申請の際は、寄附申し込みの住所やワンストップ特例申請の住所がどういった住所なのか（住民票上の住所なのか、課税地の住所なのか、実際居住の住所なのか、実家の住所なのか等）を、別紙の備考欄にご記入ください。

②「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の住所と、必要書類の住所が違う

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に記入いただいた内容と、添付いただいた必要書類の内容と照らし合わせる必要があるため、書類が不足している場合、申請を受理できないことがあります。

受理されなかった場合は、寄附先全ての「寄附金受領証明書」を持参の上、最寄りの税務署にて確定申告をお願いします。

③必要書類の住所（住民票の住所）と、課税地の住所が違う

ワンストップ特例につきましては、原則住民票上の住所（住民登録をしている住所）での申請となりますが、課税地が異なる場合は、課税地の住所での申請となります。

その際は、別紙の備考欄にご記入の上、課税地の住所が確認できる書類を添付してください。

④寄附先の自治体から届いた「寄附金受領証明書」をすでに持っている

ワンストップ特例申請にあたり、「寄附金受領証明書」の提出は必要ありません。

「寄附金受領証明書」は、確定申告が必要となった際に必要となりますので、大切にお手元に保管ください。

⑤ワンストップ特例申請の後、急遽確定申告が必要となった

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出した後に確定申告をする必要が生じた場合は、確定申告の手続きが優先されます。

ワンストップ特例の申請は自動的に取り消されますので、特別な手続きは必要ありません。

ただし、複数自治体に寄附した場合で、一部自治体分をワンストップ特例申請、残りの自治体分を確定申告、といった併用はできませんので、寄附先全ての「寄附金受領証明書」を持参の上、最寄りの税務署にて確定申告をお願いします。

⑥必要書類が足りない、または不鮮明となっている

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の内容との照合が困難となるため、あらためて必要書類をご提出いただきます。

必要書類に不備がある場合は、申請を受理できませんのでご注意ください。

その際は寄附先全ての「寄附金受領証明書」を持参の上、最寄りの税務署にて確定申告をすることとなります。

⑦ワンストップ特例申請の後、住所や氏名の変更があった

申請後に住所や氏名の変更がありましたら、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」が必要となります。（むつ市ホームページに様式を掲載しています。）

必要事項をご記入、変更内容がわかる書類のコピーを添付の上、ご提出ください。

⑧既に申請済みで、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書」が届いている場合

むつ市から「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」が届く前に申請し、受付書がすでに届いている場合、手続きは完了しておりますので、再度この申請書を記入し申請することは不要です。

ワンストップ特例制度の申請にあたり、ご不明な点等ございましたら、担当までお問合せさせていただきますようお願いいたします。

【担当】むつ市経済部ふるさと納税推進室

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号 TEL:0175-22-1111(内線2612~2618)